

げんこくだいりにんいけんちんじゅつようし
原告代理人意見陳述要旨

2019 (平成31) 年2月19日

べんごし まえだ てつべい
弁護士 前田 哲兵

だい
第1 はじめに

1 わたし たちは、このさいばんで、くに おお わ わる 悪いことを2つしたと しゅちよう 主張
しています。

ひと 一つは、60年くらい前、国がゆうせいしゅじゅつ むり う 無理やり受けさせたことです。

もうひと 一つは、国がひがいかいふく ほうりつ つく ひがい ほうち 被害を放置してきた
ことです。

2 ここで、くに は、1つ目の しゅちよう 主張に対して、つぎ のようにはんろん 反論しています。

「しゅじゅつ をしたのは60年も前、まへ はなし 民法724条後段は悪いことをし

ても20年経てばねん た せきにと せきにと さだ 定めている。だからくに せきにと 責任はない。」
と。

しかし、そのようなことがゆる 許されてよいのでしょうか。とくに、本件のよ
うにひどいことをしたくに たい じかん 時間が過ぎたからせきにと 責任を取らなくてよ

い」などいうことをゆる 許してよいのでしょうか。

3 ところで、この20年というねん きかん 期間がどういいうせいしつ 性質かについては、「じこう
時効」

だとするかんが 考えと、「じよせききかん 除斥期間」だとするかんが 考えがあります。かんたん せつめい 簡単に説明しま
す。

まず、時効とは、悪いことをしてから一定期間が過ぎた場合には加害者は責任を負わなくてよいとする制度ですが、ただし、加害者があまりにひどいことをした場合や、長い期間が過ぎてしまったことについて被害者に落ち度がない場合などには、信義則違反や権利濫用という考え方を使得、加害者に責任を負わせる制度です。

では、除斥期間とは何でしょうか。耳慣れない言葉だと思いますが、これは、悪いことをしてから一定期間が過ぎた場合には、その他の事情を考慮せず、責任を問えなくするという制度です。時効との違いは、基本的に、加害者がどれくらいひどいことをしたかなどの個別の事情を考慮しないとということです。除斥期間とは「時効の強力バージョン」と言ってよいでしょう。

4 では、国はどちらの主張をしているのかというと、除斥期間だという主張をしています。つまり、「手術から20年以上が経過したから国に責任はない。国がどれくらい悪いことをしたかといったことは検討しなくてよい」ということです。

そして、そのような解釈は、最高裁判所の判例を参考にしたものです。つまり、最高裁判所は、平成元年に「民法724条後段は除斥期間を定めたものだ。よって、信義則違反などの個別の事情は考慮しなくてよい。」としているのです。

しかし、我々は、この判例を変更すべきと考えます。つまり、民法724条後段は除斥期間ではなくて、時効だと考えるべきだということです。その理由は大きく6つあります。

第2 判例変更の主張について

- 理由の1つ目は、条文の言葉です。民法724条はこのように書いています。「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」

ここで、問題になっている「後段」とは、「不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」という箇所をいいますが、この「同様とする」とは、その前の「時効によって消滅する。」にかかっていると考えるのが自然です。除斥期間と考える場合は、「時効によって」の部分にはかかっていなくて、「消滅する」にのみかかっているのだと読むことになりませんが、それは無理があります。

- 理由の2つ目は、今の民法ができた経緯です。つまり、民法724条後段はドイツの民法を参考に作られたとされていますが、そのドイツの民法では、20年の期間は時効と考えられています。

また、今の民法が作られるときに、「724条は除斥期間だ」といった

ぎろん 議論もされていませんし、^{みんぽう}民法を^{つく}作った^{がくしゃ}学者さん^{じしん}自身も、^ごその後、^{ほん}本の中^{なか}で、
724 ^{じょう}条は^{じこう}時効を^{さだ}定めたもの^いだと言っています。

この^{ほうりつ}ような^{つく}法律が^{かてい}作られた^{じこう}過程^{かんが}からしても、^{じこう}時効と^{かんが}考^{かんが}えるべき^{かんが}です。

3 ^{りゆう}理由の^め3つ^{げんざい}目は、^{がくしゃ}現在の^{いけん}学者さん^{じょう}たちの^{じこう}意見^{じこう}も、724 ^{じょう}条は^{じこう}時効^{じこう}だとい
^{かんが}う^{かんが}考^{いっち}え^{いっち}で^{いっち}ほ^{いっち}ぼ^{いっち}一致^{いっち}している^{いっち}こと^{いっち}です。

^{たと}例えば、^{げんざい}現在の^{いっぽんてき}一般的な^{じょうぶん}条文^{かいせつしょ}の^{じよせきかん}解説書^{じよせきかん}においても「^{じよせきかん}除斥期間^{じよせきかん}である^{じよせきかん}とす
^{はんれい}る^{はんれい}判例^{もんだい}があり、^{かんが}いち^{かんが}じ^{かんが}る^{かんが}しく^{かんが}問題^{かんが}である^{かんが}と^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}られる。」^{かきゅうしん}「^{かんが}下^{かんが}級^{かんが}審^{かんが}を^{かんが}困^{かんが}惑^{かんが}さ
^{じよせきかん}せる^{じよせきかん}除斥^{さいこうさいはんれい}期間^{はや}説^{へんこう}の^{はや}最高^{へんこう}裁判^{へんこう}例^{へんこう}は^{へんこう}早^{へんこう}く^{へんこう}変^{へんこう}更^{へんこう}さ^{へんこう}れる^{へんこう}べき^{へんこう}では^{へんこう}な^{へんこう}か^{へんこう}ら^{へんこう}う^{へんこう}か」^{へんこう}など
と、^{じよせきかん}除斥^{はんれい}期間^{つよ}とする^{ひはん}判例^{ひはん}は、^{つよ}強^{ひはん}く^{ひはん}批^{ひはん}判^{ひはん}例^{ひはん}と^{ひはん}す^{ひはん}る^{ひはん}判^{ひはん}例^{ひはん}は、

4 ^{りゆう}理由の^め4つ^{がくしゃ}目は、^{さいこうさいばんしよ}学者さん^{さいばんかん}だけでなく、^{じしん}最高^{はんれい}裁判^{はんれい}所^{はんれい}の^{はんれい}裁判^{はんれい}官^{はんれい}自身^{はんれい}も、^{はんれい}判^{はんれい}例^{はんれい}を^{はんれい}批^{はんれい}判^{はんれい}している^{はんれい}こと^{はんれい}です。^{ひとり}1^{ひとり}人^{ひとり}だけ^{ひとり}では^{ひとり}あ^{ひとり}り^{ひとり}ま^{ひとり}せ^{ひとり}ん^{ひとり}。^{たいにん}退^{さいばんかん}任^{さいばんかん}した^{ふく}裁^{ふく}判^{ふく}官^{ふく}も^{ふく}含^{ふく}め
ると^{にん}3^{にん}人^{にん}も^{にん}い^{にん}ま^{にん}す。

5 ^{りゆう}理由の^め5つ^{とう}目は、^{しよがいこく}ドイツ^{しよがいこく}、^{しよがいこく}フランス^{しよがいこく}、^{しよがいこく}オランダ^{しよがいこく}等^{しよがいこく}の^{しよがいこく}諸^{しよがいこく}外^{しよがいこく}国^{しよがいこく}では、^{みんぽう}民法^{みんぽう}7
24 ^{じょうこうだん}条^{きてい}後^{じこう}段^{かいしゃく}の^{はんれい}よう^{へんこう}な^{へんこう}規^{へんこう}定^{へんこう}は^{へんこう}時^{へんこう}効^{へんこう}だ^{へんこう}と^{へんこう}解^{へんこう}釈^{へんこう}して^{へんこう}い^{へんこう}ま^{へんこう}す。^{へんこう}つ^{へんこう}ま^{へんこう}り^{へんこう}、^{へんこう}判^{へんこう}例^{へんこう}を^{へんこう}変^{へんこう}更^{へんこう}する^{へんこう}こと^{へんこう}は^{へんこう}世^{へんこう}界^{へんこう}の^{へんこう}流^{へんこう}れ^{へんこう}に^{へんこう}も^{へんこう}沿^{へんこう}っ^{へんこう}て^{へんこう}い^{へんこう}る^{へんこう}の^{へんこう}で^{へんこう}す。

6 ^{さいご}そして^{りゆう}最^め後^めの^{じつ}理^{へいせい}由^{ねん}、^{みんぽう}6^{みんぽう}つ^{かいせい}目^{かいせい}で^{かいせい}す^{かいせい}が^{かいせい}、^{かいせい}実^{かいせい}は^{かいせい}、^{かいせい}平^{かいせい}成^{かいせい}2^{かいせい}9^{かいせい}年^{かいせい}に^{かいせい}民^{かいせい}法^{かいせい}が^{かいせい}改^{かいせい}正^{かいせい}さ^{かいせい}れ
て^{かいせい}お^{かいせい}り^{かいせい}、^{かいせい}7^{かいせい}2^{かいせい}4^{かいせい} ^{じょうこうだん}条^{じこう}後^{じこう}段^{じこう}は^{じこう}時^{じこう}効^{じこう}だ^{じこう}と^{じこう}さ^{じこう}れ^{じこう}た^{じこう}の^{じこう}で^{じこう}す。

そして、^{かいせい}その^{しゅし}改^{しゅし}正^{しゅし}の^{みんぽうだい}趣^{みんぽうだい}旨^{みんぽうだい}と^{じょうこうだん}して^{きかん}、「^{きかん}民^{きかん}法^{きかん}第^{きかん}7^{きかん}2^{きかん}4^{きかん} ^{きかん}条^{きかん}後^{きかん}段^{きかん}の^{きかん}期^{きかん}間^{きかん}制^{きかん}限^{きかん}が

どうじょうぜんだん しょうめつじこう こと せいかく かいしゃく よち
同条前段の消滅時効とは異なる性格のものであるという解釈の余地を

ふう しゅし せつめい さき りゆう め
封ずる趣旨」だと説明されています。これは、先ほど理由の1つ目として、

じょうぶん ことば もんだい あ じょうぶん どうよう あいまい
条文の言葉の問題を挙げましたが、条文が「同様とする」という曖昧な

ひょうげん はんれい あやま かいしゃく う
表現をしているために判例のように誤った解釈が生まれてしまってい

たので、法改正にあわせて、そのような誤った解釈を許さないことにし
たということです。

ポイントは、もともとは除斥期間だったものが、民法が改正されたから
時効になったのだ、ということではない、ということです。もともと時効だ

とされていたものが、条文の言葉が分かりにくかったので判例が間違っ

た解釈をしてしまっていた、そのような間違いが起きないように今回言葉を

わかりやすくした、ということです。

この法改正は、北さんの裁判にそのまま適用されるわけではありません
が、その考え方は尊重されるべきです。

7 判例は平成元年に出たものですが、その後、世の中は大きく変わりました

た。特に、平成29年の民法改正は大きな出来事です。平成元年当時であ

ればまだしも、それから31年もの月日が経ち、民法も改正された現在の

世においては、除斥期間とする判例も変更されるべきです。

だい 3 しんぎそくいはん けんりらんよう 第3 信義則違反・権利濫用について

さて、民法724条後段を時効と考える場合、手術の時から長い時間が経ったことについて被害者にやむを得ない理由があったり、国があまりにもひどいことをしたといえる場合には、信義則違反や権利濫用という考えを使って、手術をした悪さについて責任を問えることとなります。

では、北さんの場合はどうでしょうか。

1 国は、「北さんは、本件手術が悪いというなら、これまでに、いつでも国に対して裁判を起こすことができたはずだ」といいます。

しかし、この裁判は、一般人同士の裁判ではありません。国を相手取った大きな裁判です。

さらに、優生保護法という法律の憲法違反を問う裁判です。ここで重要なことは、一般の国民は、国が憲法に反する法律を作るなどとは通常考えないことです。そうであれば、違憲性を前提にした裁判を起そうという発想を持つこと自体が極めて困難と言わなければなりません。

2 さらに言えば、そのような発想を持つことができたとしても、実際にそのような裁判を起すことは当時の社会状況などからすれば難しかったといえます。

まず、優生保護法は、民族浄化の思想の下で、昭和23年に成立しました。同法1条が「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止」するとい

う人口政策を「目的」として掲げていたことは、これまでも述べてきたとおりです。

さらに、国は、各都道府県知事宛てに「審査を要件とする優生手術は、本人の意思に反してもこれを行うことができる」「真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」などという通達まで出していました。これは、要するに、手術は本人の考えを無視して行ってもよい、場合によっては本人を騙してもよいという内容であって、あまりにもひどいものです。さらには、国は、学校教育の場でも優生思想を教えていました。このように、国は、優生思想を積極的にばらまき続けたのです。

そのように優生思想が蔓延した社会において、社会に異を唱える形で、国を相手どった裁判を起こすことなど、誰が被害者に期待できたでしょうか。

- 3 加えて、この手術は、人の生殖機能を強制的に奪うという他に類をみない非人道的で、かつ、被害者にとってみれば屈辱的なものです。そのような手術を誰かに打ち明けること自体が難しいものです。

実際に、北さんも、その秘密を誰にも打ち明けられず、愛する妻が亡くなる直前まで、その妻にさえ打ち明けることができませんでした。

「これまでも裁判をする機会があった」などという国の主張は、北さ

んの^{きも}気持ちを^{まったく}全く^{かんが}考えていません。ずっと^{ひとり}一人で^{かか}抱え込^こまなくてははいけない^{ひみつ}秘密^{きた}を北^{つく}さんに^{ほか}作ったのは、^{くに}他でもない国^{です}です。

4 さらに、北^{きた}さんは、^{しゅじゅつ}手術^{せつめい}について^{つうち}説明^うや^う通知^うを受けた^{こと}がありません^{でした}。そのため、北^{きた}さんは、^{しゅじゅつ}手術^{ゆうせいほごほう}が^{もと}優生^{しゅじゅつ}保護^{しゅじゅつ}法^にに基づく^{手術}手術^{であって}、それは^{くに}国^{おこな}が行^{した}った^{もの}のだ^{こと}という^{こと}を、^{さくねん}昨年^{がつ}1^{せん}月^{だいち}の^{さい}仙^{かい}台^{さい}地^{さい}裁^いへ^{てい}の^そ提^そ訴^のの^{ほう}報^{どう}道^みを見て^{はじ}初^しめて^し知^つった^のです。つまり、北^{きた}さんは、それ^{まで}自分^{じぶん}が^{なに}何^をを^なされた^のか^{すら}分^わか^つて^いな^かつ^たので^{あり}、^{くに}そ^もも、^{あいて}国^をを^あい^て相手^どど^つた^のです。裁判^{さいばん}など^でできる^{はず}は^ずが^あり^ませ^んで^した。

5 以上^{いじょう}のとおり、北^{きた}さんが^{なが}長い^{きかん}期間^{さいばん}裁判^おを^おこ^すこと^ができ^なか^つた^のに^はや^むを^え得^りない^{りゆう}理由^があ^りま^すし、^{くに}国^はあ^まり^にも^{ひど}い^{こと}を^して^きた^{とい}え^ます。

6 最後^{さいご}に、これは^{こっかばいしやうせいきやうそしやう}国家^{さいばん}賠償^と請求^と訴訟^とという^{さいばん}裁判^に、つまり、^{くに}国^の責任^をを^と問^うる^{さいばん}裁判^{です}。通常^{つうじょう}の、^{いっばんじんどうし}一般^{こうつう}人^じ同^こ士^の交通^{さいばん}事故^ななどの^{よう}な^{さいばん}裁判^{では}あり^ませ^ん。

この^{よう}な^{くに}国^の責任^をを^と問^うる^{さいばん}裁判^{には}、「^{くに}国^に対^{かん}する^{して}監視^の的^き機能^のがある^と」^とい^われ^ます。^{くに}国^が悪^{わる}い^{こと}を^して^いる^かど^うか^をを^ちェ^っク^する^{やく}割^{わり}がある^{とい}う^こと^です。そして、その^{やく}割^{わり}は、^{ほか}他^{さいばん}でも^{しよ}ない^に裁判^所が^{たん}っ^てい^ます。

^{ぼう}冒^{とう}頭^{もう}に^あ申^あし^げた^{よう}に、^{げんこく}原告^は、この^{さいばん}裁判^で、^{くに}国^は大^おき^く分^わけて²つ^の悪^{わる}い^{こと}を^した^と主^{しゅ}張^{ちやう}を^して^いま^す。一つ^はは^{くに}国^が優^{ゆう}生^{せい}手^{しゅ}術^{じゅつ}を^むり^り無^む理^りや^り

受けさせたこと、もう一つは国が被害回復のための法律を作らなかったこと
とです。ここで、後者の視点ももちろん重要です。国は直ちに被害回復の
ための法律を作るべきでした。しかし、被害者が最も辛かったことは何で
しょうか。それは、強制的に手術を受けさせられたことです。その点に
ついて、国の責任が明確に認められなければなりません。

過去を反省しないとき、歴史は繰り返されるといいます。この忌まわし
い歴史を二度と繰り返さないためにも、正義を実現する場である裁判所
において、国の責任を認めていただきたいと思います。考えます。

いじょう
以上